

志摩市教育委員会会議録

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1. 会議の種類 | 令和4年第4回定例会 | |
| 1. 招集年月日 | 令和4年4月20日(水) | |
| 1. 開催年月日 | 令和4年4月20日(水) | |
| 1. 開催場所 | 志摩市役所405会議室 | |
| 1. 招集をした者 | 舟戸 宏一 | |
| 1. 委員数 | 4名 | |
| 1. 出席委員 | 濱口 茂之・森 かお子・山下 行重・坂中小百合 | |
| 1. 欠席委員 | | |
| 1. 会議に出席した者 | 教育長
教育部長
教育総務課長
学校教育課長
学校教育課副参事兼管理主事
総合教育センター長
生涯学習スポーツ課長 | 舟戸 宏一
伊藤 幸記
山本 富紀
金光 孝裕
村井 浩志
澤田 真仁
前田 和久 |
| 1. 傍聴人 | 0名 | |
| 1. 事項 | | |

開 会 開会時間 9時00分

- 日程第 1 会議録署名委員の指名 4番 坂中 委員
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第21号 令和6年度使用 小学校社会科副読本「わたしたちの志摩市」について
- 日程第 4 議案第22号 志摩市公民館長の任命について
- 日程第 5 報告第 8号 志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱について
- 日程第 6 報告第 9号 語学指導を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 7 報告第10号 志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱について
- 日程第 8 報告第11号 志摩市立学校運営協議会委員の委嘱について
- 日程第 9 報告第12号 志摩市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
- 日程第10 報告第13号 学校医の委嘱について
- 日程第11 報告第14号 学校眼科医の委嘱について
- 日程第12 報告第15号 学校歯科医の委嘱について
- 日程第13 報告第16号 学校薬剤師の委嘱について
- 日程第14 報告第17号 令和3年度第4回「一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査」結果について
- 日程第15 報告第18号 志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱について
- 日程第16 報告第19号 令和3年度第2回志摩市総合教育センター運営委員会について
- 日程第17 報告第20号 志摩市スポーツ施設整備基本計画の策定について
- 日程第18 報告第21号 志摩市社会教育委員の委嘱について

日程第19 報告第22号 スポーツ推進委員の委嘱について

日程第20 報告第23号 社会教育主事の配置について

日程第21 報告第24号 令和3年度第2回志摩市社会教育委員会議について

日程第22 その他協議・報告案件について

① 各課からの報告

② その他

閉会 閉会時間 10時03分

教育長	定刻となりましたので、ただいまから令和4年第4回定例教育委員会を開会します。事項書の日程に従いまして進めさせていただきます。
日程第1	会議録署名委員の指名
教育長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、4番坂中委員を指名します。
委員	よろしく申し上げます。
日程第2	教育長報告
教育長	日程第2、教育長報告については、お手元に配付の通りです。教育長報告について、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑がないようですので次に進めます。
日程第3	議案第21号 令和6年度使用 小学校社会科副読本「わたしたちの志摩市」について
教育長	日程第3、議案第21号 令和6年度使用 小学校社会科副読本「わたしたちの志摩市」についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	資料は2ページからになります。本件は、令和5年度を想定しております社会科副読本の改定作業についてですが、1年ずらして、令和6年度に実施をしたいというものでございます。資料3ページは、各学校に発出を考えている文書の案で、今回の件の概要を記した資料として添付をいたしました。この志摩市の社会科副読本ですが、これまで5年ごとに編集、改定をしてまいりました。直近は平成30年度に編集をして、令和元年度から使用しております。次は、令和5年度に編集をして、令和6年度からの使用となるのですが、教科書採択も令和5年度に行って、令和6年度から新しい教科書を使用することになります。ちょうど重なるかたちです。それで、主たる教材である教科書を選定する年度に、同時進行で社会科副読本の編集を行うことは、無理があると考えております。使用する教科書が確定して、その教科書の内容を十分踏まえて、副読本の編集を行う方が適当であると考えております。それで、総合教育センターとしては、次期副読

	本の編集を令和6年度とし、令和6年度は現行の副読本を増刷して、継続をしたいと考えております。説明は以上です。よろしくお願いします。
教育長	説明がありましたが、質疑はありませんか。 委員。
委員	副読本の編集を令和6年度にするということをこの発出文書には書かれていませんがいかがでしょう。
事務局	発出する文書に含めるよう改めさせていただきます。ありがとうございます。
教育長	委員。
委員	今、事務局が言ったように、改定後の教科書を検討した上でという前向きな説明にしたならよく分かると思いますので、よろしくお願いします。
事務局	わかりました。ありがとうございます。
教育長	他にいかがでしょうか。 委員
委員	文書中、「副読本の編集を行っていくことはできないと考えます」となっていますが、この表現をもう少し前向きな表現にさせていただいたらいいと思いますので、よろしくお願いします。
事務局	わかりました。
教育長	より教科書に基づいたものにしていくという発展的な記述をという要望だと思います。
事務局	わかりました。
教育長	他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑がないようですので採決に移ります。議案第21号について承認される方は挙手願います。

各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 21 号は可決されました。
日程第 4	議案第 22 号 志摩市公民館長の任命について
教育長	日程第 4、議案第 22 号 志摩市公民館長の任命についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	志摩市公民館長の任命についてご説明いたします。資料は、4 ページになります。社会教育法第 28 条には、市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は当該市町村の教育委員会が任命するとあります。例年、職員の中で公民館長を定めて教育委員会でお認めをいただいておりますので、今回あらためて中央公民館には私、前田が、浜島生涯学習センター及び大王公民館には岩城課長補佐を館長として任命するということが今回上程をさせていただきました。よろしく願いいたします。以上です。
教育長	説明がありましたが、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑がないようですので採決に移ります。議案第 22 号について同意される方は挙手願います。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 22 号は可決されました。
日程第 5	報告第 8 号 志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱について
教育長	日程第 5、報告第 8 号 志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱についてご報告いたします。資料は、5、6 ページです。志摩市奨学生選考委員会の設置につきましては、志摩市奨学金条例第 6 条で奨学生を選考するため、奨学生選考委員会を置くことと規定されています。委員会の委員数につきましては、志摩市奨学金条例施行規則第 2 条で 10 人以内をもって組織するとなっており、その任期は第

	<p>3条で2年と規定されています。今回の委嘱は、令和3年4月に委嘱した委員の人事異動等に伴う変更となりますので、前任者の残任期間であります令和5年3月31日までの1年間が任期となります。修正版の資料6ページをご覧ください。今回委嘱させていただく委員のみご紹介させていただきます。今回変更があった委員は、名簿の上から2番目の委員から6番目の委員の5人となっています。上から2番目の坂中委員は、教育委員会の委員の変更、3番目の寺本委員と4番目の東川委員は市内中学校校長会の部会長及び副部会長の変更に伴うものでございます。5番目の高山委員は、福祉事務所職員の人事異動による変更です。6番目の向井委員は、教育委員会において特に必要と認められた者ですが、水産高等学校長の人事異動による変更となっています。委員の総数は7名で、これまでと変更はございません。以上で志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱についての説明とさせていただきます。</p>
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑がないようですので、報告第8号は承認されました。
日程第6	報告第9号 語学指導を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則について
教育長	日程第6、報告第9号 語学指導を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。
事務局	事務局。 資料は、7から20ページとなります。8ページに要点がまとめてあります。規則を改正する理由として、会計年度任用職員として任用されている語学指導を行う外国青年いわゆる外国語指導助手の特別休暇について、志摩市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定を準用するため、当該規則の一部を改正するものです。改正する規則の要点としまして、特別休暇について、改正前規則に規定のない公民権行使及び父母等の追悼休暇及び当該規則では別に定めている病気休暇を除き、会計年度任用職員規則の規定を準用します。改正前規則では、特別休暇として定められている介護休暇について、会計年度任用職員規則では特別休暇として定められていないため、条文として追加します。説明は以上ですが、詳しくは12ページから20ページの新旧対照表に記載のとおりです。

教育長	説明がありました、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	全体として、待遇改善の方向に向いているという解釈でよろしいですね。
事務局	はい、そうです。
教育長	質疑がないようですので、報告第9号は承認されました。
日程第7	報告第10号 志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱について
教育長	日程第7、報告第10号 志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	資料は、21から22ページです。志摩市教育委員会の事務局の内部組織に関する規則の第1条に、志摩市教育委員会の事務局の内部組織並びに事務分掌及び職制その他必要な事項が定められており、第3条の別表中、学校教育課人権教育係の教育集会所運営委員会に関することに関わって、志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱がされます。各委員は22ページをご覧ください。11名、一人ひとりの紹介は省略しますが、基本的には校区の校長、幼稚園長、保育所長、地域住民等です。説明は以上です。
教育長	説明がありました、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第10号は承認されました。
日程第8	報告第11号 志摩市立学校運営協議会委員の委嘱について
教育長	日程第8、報告第11号 志摩市立学校運営協議会委員の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	資料は、23から36ページです。志摩市内13校、93名の志摩市立学校運営協議会委員の委嘱を報告します。志摩市立学校運営協議会委員の設置の根拠といたしまして、志摩市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の第1条において、志摩市立の幼稚園、小学校及び中学校

	<p>の運営に関して協議する機関として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、志摩市教育員会及び校長、園長の権限と責任のもと、保護者及び地域住民の学校運営への参画を進めることにより、学校と保護者及び地域住民等が信頼関係を深め、共に子どもたちの豊かな学びと育ちの創造を目指すため、学校運営協議会を設置するとなっています。第4条、5条において、協議会の委員は、15人以内で組織する。委員は、保護者、地域住民、識見を有する者、その他教育委員会が適当と認める者とし、学校からの推薦をもとに教育委員会が委嘱しております。委員の任期は1年、また、委員は再任されることができるとなっております。13校の各委員は資料をご確認ください。説明は以上です。</p>
教育長	<p>説明がありましたが、質疑はございませんか。</p>
委員	<p>委員。</p>
委員	<p>この各校の委員名簿の備考欄について、同じような表記だとわかりやすいと思います。それから、15名以内ということになっていますが、コロナ禍等でいろいろ準備ができにくかったためか、人数に差があると思います。子どもたちのためにより良いものにするためには、準備期間を十分設けて、校長先生が推薦するにしても、地区のことを考え、よりよい学校運営ができるようなやり方や人数にさせていただくと良いと思います。</p>
事務局	<p>まず、名簿の備考欄について記載のない学校について確認しました。例えば大王小学校ですけれども、地域協力者、民生委員、PTA会長、それから交通安全協会支部長です。備考欄は、来年度に向けて記載内容を統一していきたいと思います。それから人数につきましては、各校で4名から12名と開きがあります。鵜方小学校は既に運営協議会制度がありましたが、その他の学校については、これからの活動について手探りで進めている部分もあるようなところですね。教育委員会としましても、定期的に情報交換をする機会を設けて、来年度に向けてより充実できるようにしたいと考えています。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>質疑はないようですので、報告第11号は承認されました。</p>

<p>日程第 9</p>	<p>報告第 12 号 志摩市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について</p>
<p>教育長</p>	<p>日程第 9、報告第 12 号 志摩市いじめ問題専門委員会委員の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料は、37 ページ、38 ページです。志摩市いじめ問題専門委員会は、志摩市いじめ防止対策推進条例第 4 章第 19 条に志摩市いじめ問題専門委員会を置くのとあります。また、第 21 条に専門委員会は、委員 5 人以内で組織する、委員は法律、医療、教育、心理又は福祉等に関する専門的な知識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱し任命するとなっており、委員の任期は、2 年、ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする、委員は再任することができる、とされています。38 ページをご覧くださいますと、渡辺委員、田形委員、樋口委員を前回に引き続き、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの任期で、教育、法律、心理が専門の 3 名として、志摩市いじめ問題専門委員会委員として委嘱します。説明は以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>説明がありましたが、質疑はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>質疑はないようですので、報告第 12 号は承認されました。</p>
<p>日程第 10</p>	<p>報告第 13 号 学校医の委嘱について</p>
<p>教育長</p>	<p>日程第 10、報告第 13 号 学校医の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料は、39 ページ、40 ページです。志摩市立学校の管理に関する規則の第 17 条に、学校に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれの医師、歯科医師又は薬剤師のうちから委嘱するとなっており、志摩市内の 7 小学校、6 中学校、5 幼稚園に 13 人の内科医を学校医として委嘱しました。委員については令和 3 年度からの変更はありません。説明は以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>説明がありましたが、質疑はございませんか。</p>

各委員	(質疑なし)
教育長	学校医については、コロナの関係で昨年度から、密接な連携を取りながら学校運営の対応について協議をいただいておりますので、引き続き、大事な役割を担っていただく先生方であると思っております。 質疑はないようですので、報告第 13 号は承認されました。
日程第 11	報告第 14 号 学校眼科医の委嘱について
教育長	日程第 11、報告第 14 号 学校眼科医の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	資料は、41 から 42 ページとなります。根拠となる条文につきましては、先ほどの内科医と同様です。人数は 4 人で令和 3 年度からの変更はございません。説明は以上です。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第 14 号は承認されました。
日程第 12	報告第 15 号 学校歯科医の委嘱について
教育長	日程第 12、報告第 15 号 学校歯科医の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	資料は、43 から 44 ページです。根拠となる条文につきましては、先ほどの内科医と同様です。人数は 14 人で令和 3 年度からの変更はございません。説明は以上です。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	歯科医については、今後フッ化物洗口もありますので、そのあたりの連携も大事になってくると思っております。 質疑はないようですので、報告第 15 号は承認されました。

<p>日程第 13</p> <p>教育長</p> <p>事務局</p> <p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>報告第 16 号 学校薬剤師の委嘱について</p> <p>日程第 13、報告第 16 号 学校薬剤師の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。</p> <p>資料は、46 から 47 ページとなります。根拠となる条文につきましては、先ほどの内科医と同様でございます。人数は 11 人で令和 3 年度からの変更はございません。なお、資料 48 から 49 ページに報告第 13 から 16 号の学校・幼稚園毎の内科医、歯科医、眼科医、薬剤師一覧があります。説明は以上です。</p> <p>説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑はないようですので、報告第 16 号は承認されました。</p>
<p>日程第 14</p> <p>教育長</p> <p>事務局</p>	<p>報告第 17 号 令和 3 年度第 4 回「一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査」結果について</p> <p>日程第 14、報告第 17 号 令和 3 年度第 4 回「一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査」結果についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。</p> <p>資料 50、51 ページです。令和 4 年 1 月の最終週から 2 月第 2 週の一定期間を設け、第 4 回アンケート調査を実施しました。資料に示すとおり、今回の調査におけるいじめの認知件数は全 4 件、小学校 3 件、中学校 1 件でした。アンケート前半時期の認知件数と比較すれば、少ない件数ではありますが、基本的には、これまで同様、各学校とも積極的ないじめ認知のもと、対応が行われていると捉えております。また、年度の初めの件数より徐々に減少している点から、どの学校におきましても、学級や仲間づくりの一定の成果をあげることができた表れであると考えております。特に小中学校とも、最後の第 4 回のアンケート調査では、最高学年における事例はなく、このことから、子どもたち同士のつながりが構築され、卒業を迎えることができたかと捉えています。さて、令和 3 年度の全アンケート調査が終了しました。資料にありますように、小学校では 4 回のアンケートで 20 件の認知件数。アンケート以外では 16 件の認知件数があり、計 36 件のい</p>

	<p>じめの認知件数となりました。また、中学校では4回のアンケートで30件の認知件数。アンケート以外では15件の認知件数があり、計45件の認知件数となりました。小中合計すると、81件の認知件数となります。この数値からも、本年度におきましても、いじめの定義に基づく積極的な認知、丁寧な対応が行われた結果であると捉えております。また、昨年度の課題であった、アンケート以外の認知件数も先ほどの報告のように格段に増え、児童生徒が直接先生に訴えることができるようになったこと、他の児童生徒がいじめのある状況、あるいは、疑いのある状況を訴えられるようになったこと、教師がいじめと認めて対応したことなど、児童生徒や教師の主体的な行動として表れた点、いじめを見逃さない雰囲気ができつつある、いわゆる環境面等がよりよいものとして構築できつつあると捉えております。課題としては、学校間における件数の偏りがあること、もちろん、件数が全てではありませんが、いじめの見逃しがないかどうか、意識の低い裏返しではないかなど、該当校には確認とともに取組状況を見守っていきたくて考えております。最後になりますが、令和4年度におきましても、「いじめ見逃しゼロ」をスローガンに、いじめを見逃さない力をさらに向上させること、そして、児童生徒が、いつでも、どこでも、誰にでも話せる体制づくりをさらに構築し、最終的には、児童生徒の安心・安全の場の確保、いじめ問題に対する主体的態度の育成につなげていかなければなりません。本年度も、子どもたちが安心して学校生活を送れるように、取り組んでいきたいと思っております。以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>説明がありましたが、質疑はございませんか。 委員。</p>
<p>委員</p>	<p>小学校、中学校の両方に、5番の「お金や物をたかられた」が1件ずつありますが、これに対しそれぞれ学校がどのように把握して、子どもの対応をどのようにしているのか教えていただきたいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員のご質問について、回答させていただきます。まず、小学校における⑤お金や物をたかられた事案についてですが、被害児童がアンケートで訴えた事案でした。対応としましては、学級担任が加害児童、被害児童から聴き取りを行い、事実確認とともに指導を行いました。また、それぞれの保護者にも連絡し、家庭での指導と見守りをお願いしました。アンケートをとおして、被害児童が担任に訴えることができたこと、解決できたことは、被害児童にとっては心の安心につながったと捉えています。また、中学校の1件につきましては、お金の貸し借りで、貸していたお金が返ってこないという事案でした。生徒への指導とともに、保護者に連絡し、その仲間関係、人間関係の方の指導も併せてさせていただくとともに、その後の見守りを行った事案でした。以上でございます。</p>

教育長	よろしいでしょうか。
委員	ありがとうございます。保護者にもきちんと連絡ができていて良かったと思いました。今回のアンケートは、どのような方法で子どもたちは書いているのですか。席についてみんなで書いているのか、持ち帰って帰っているのかなど教えてください。
事務局	基本的には各学校でそれぞれアンケートがしっかりできる環境や体制を整えた上でやっています。もちろん学年によって、働きかけであるとか、それから、状況によっては、教室で書けないというような時は、自宅への持ち帰りの指導も含めてさせていただいています。ICTの活用ということで、東海中学校で今先進的にICTを使って、いつでもどこでも書けるというような状況を試行的にやっています。ただ、セキュリティの関係や情報管理などの状況もみながら、本年度につきましては、効果的な活用をこれまで以上にやっていけるように、体制づくりも含めてさらに発展させていきたいと捉えております。
委員	ありがとうございます。
教育長	よろしいでしょうか。 委員。
委員	全体的な取り組みの成果が表れてきています。引き続き、いじめへの早期対応とともに、いじめを生み出さない環境づくりをよろしく願います。
事務局	はい。
教育長	要望ということでいいですね。
委員	はい。
教育長	他にいかがでしょうか。 委員。
委員	小学校のいじめの対応のところにその他1件となっていますが、どのような内容でしょうか。
事務局	こちらはひやかしや、叩かれた軽くぶつかられたというような複合したと

	ころの要素があるので、学校での分類は、その他のところに分類させていただいている事案です。
委員	わかりました。
教育長	他にいかがでしょうか。 委員。
委員	友達との関わりの中で悩んでいたりと、嫌な思いを自分の中で抱え込んでしまったり、言葉で言えないことを伝える手段として、アンケートに書けるということが、気持ちの表現に繋がると思います。やはり、一人ひとりの子どもたちと大事に関わるという点では、アンケートを取るということがすごく意義あることだと思います。令和4年度も始まり、まだコロナ禍でいろんな制限があるかと思いますが、これまでどおり一人ひとりの児童生徒と関わって信頼関係を築いて、いじめ対応が重大なことに至らないように、これからもよろしくご指導お願いしたいと思います。
事務局	はい。
教育長	他にいかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第17号は承認されました。
日程第15	報告第18号 志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱について
教育長	日程第15、報告第18号 志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	資料は、52ページです。志摩市学力向上検討委員会の設置根拠は、志摩市学力向上検討委員会設置要綱で、その目的は本市の児童生徒の学力及び学習状況を把握分析し、本市の学力向上のための具体策を検討することとされています。委員の構成は、教育長、小中学校長、小中学校教頭、各小中学校研修担当者、学識経験者となっています。任期は、要綱の規定により1年とされていますので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。説明は以上です。よろしくお願いたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。よろしいですか。

各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので報告第 18 号は承認されました。
日程第 16	報告第 19 号 令和 3 年度第 2 回志摩市総合教育センター運営委員会について
教育長	日程第 16、報告第 19 号 令和 3 年度第 2 回志摩市総合教育センター運営委員会についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	志摩市総合教育センター運営委員会の会議を令和 4 年 3 月 23 日に開催しました。当日は、教育委員の皆様にご傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。資料 56 ページが、当日の事項書です。協議事項は大きく 2 つあり、1 つめが令和 3 年度の事業と課題、2 つめが令和 4 年度の事業計画と予算についてでした。詳しくは、資料 57 ページ以降の議事録のとおりですが、概略を報告いたします。令和 3 年度 事業報告及び課題について、教育相談では、総合窓口、志摩ふれあい教室事業、不登校児童生徒支援、発達支援教室実績等について説明しました。委員からは、「ふれあい教室事業で、学校を休んでいる子どもがオンライン授業で、授業や友達との反応が見られるのが良い」との意見をいただきました。教職員研修では、オンライン型の研修でも双方向でのやり取りやグループ協議の場面を作ることで、集合型に近い研修が自然な流れの中でできたこと、教職員のニーズに応じた研修講座の構築を今後も行っていく必要があることを報告しました。委員からは、「学校現場のいろんな声があると思いますが、総合教育センターが必要と思う研修を、やる時はやってもらうことが大切」、「先生方が学ぼうとして集まった研修会であつたらぜひ継続してほしい」などの意見をいただきました。調査・研究では、小学校のプログラミング教育、ICT 機器の効果的な活用、学力向上、体力調査について説明しました。委員からは、「ICT 機器の活用は大きな効果があった」とのご意見をいただきました。資料収集・管理では、教師用指導書や参考図書を配架、管理していることを報告しました。委員からは、「インターネットで検索できて、センターにあるとすぐ分かれば便利」との意見をいただきました。続きまして、令和 4 年度 事業計画及び予算として、教育相談で臨床心理士によるカウンセリングの日数を増やすこと、教職員研修でサテライト研修という名称はすべてオンラインであるとの誤解を生じるおそれがあることからリクエスト研修という名称に変更することなどを予算額とともに報告しました。説明は以上です。

教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので報告第 19 号は承認されました。
日程第 17	報告第 20 号 志摩市スポーツ施設整備基本計画の策定について
教育長	日程第 17、報告第 20 号 志摩市スポーツ施設整備基本計画の策定についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	資料は、最終部分にあります、79 ページ程の冊子です。本計画は、スポーツ推進計画の趣旨に基づき、令和 3 年 3 月に策定された本市の第 2 次総合計画後期基本計画及び国の具体的施策との整合性を図りながら、本市の实情に即したものとして、スポーツを取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で策定されたものであり、スポーツ施設全体を対象にした整備に係る基本的な計画と、基幹スポーツ施設の整備及び総合的なスポーツ施設の整備に関する基本的な考え方を示すものです。計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間となっております。なお、本計画策定にあたっては、市内すべてのスポーツ施設の状況や利用実態等の調査のほか「志摩市の運動・スポーツ実施状況とスポーツ施設に関するアンケート」を実施しました。アンケート調査につきましては、39 ページから最終ページまで掲載させていただいておりますのでお読みください。志摩市のスポーツ施設の現状と課題としましては、大きく 4 つの課題がありまして、ひとつは、同じ種類、小規模な施設が点在化していること、2 つ目は 30 年以上経過した施設が多く、維持管理、修繕に多額の予算が必要という施設の老朽化、それから 3 つ目は少子高齢化による利用の少ない施設が多く費用対効果が低い施設が多い、また、新たな課題としてレクリエーションスポーツを中心に新たなスポーツの需要があり、それらの多様化による対応も必要になってきています。また、各施設を安全性や利用状況、費用対効果において評価判定し、改修、維持管理、用途変更、用途廃止の 4 つの区分で定めております。これらスポーツ施設における現状及び課題を解決しながら、基本的方向性を定めております。施設整備の基本方針としましては、日常的なスポーツ活動の場となる施設の整備、利用促進、2 つ目に大会や合宿等を想定した市の核となる施設の整備・充実、3 つ目に老朽化施設の機能集約・用途変更等であります。今後、人口減少等も踏まえながら、プールひとつをとっても市民の健康増進の観点、スポーツの観点等、修繕していくべきなのか、集約化が必要なのか検討が必要でありますし、屋外スポーツ

	施設についても、市民の利用はもちろん、観光・誘客の手段として活用できないかも検討していく必要があります。それらを進める上で、本計画を基本としつつ、市全体の整合性を図りながら、整備を進めて参りたいと考えております。以上、報告を終わります。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	これまでも提案をしてきて、今回、完成に至ったということをご確認いただき、これを基本にこれから取り組みを進めていくということをご了解願いたいと思います。 それでは、質疑はないようですので報告第 20 号は承認されました。
日程第 18	報告第 21 号 志摩市社会教育委員の委嘱について
教育長	日程第 18、報告第 21 号 志摩市社会教育委員の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	資料は、71、72 ページでございます。社会教育委員につきましては、社会教育法第 15 条第 1 項に社会教育委員を置くことができると定められており、令和 2 年 4 月 1 日付で 8 名の方に委嘱をさせていただいておりましたが、任期満了により、今回、令和 4 年 4 月 1 日から、新たに 72 ページに載せさせていただきます 8 名の方を委嘱させて頂きました。任期につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年間となりますので、よろしく申し上げます。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。 委員。
委員	新たに委嘱したのは、一番下の学校長だけでしょうか。
事務局	谷口校長と、表の一番上の厚見さんもそうです。
委員	ありがとうございました。
教育長	他に質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)

教育長	質疑はないようですので、報告第 21 号は承認されました。
日程第 19	報告第 22 号 スポーツ推進委員の委嘱について
教育長	日程第 19、報告第 22 号 スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	資料は 73 ページからです。スポーツ推進委員につきましては、志摩市スポーツ推進委員に関する規則において、スポーツ基本法第 32 条第 2 項の規定に基づくスポーツ推進の職務、その他スポーツ推進に関し必要な事項を定めるとあり、定数は 35 名以内、任期は 2 年とし、再任は妨げないとあります。今回、32 名の方を委嘱させて頂き、29 名の方が再委嘱、3 名の方が新規委嘱ということで委嘱させて頂きました。任期につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年間となりますので、よろしくお願ひします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので報告第 21 号は承認されました。
日程第 20	報告第 23 号 社会教育主事の配置について
教育長	日程第 20、報告第 23 号 社会教育主事の配置についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	資料は、77、78 ページです。社会教育主事の配置につきましては、社会教育法に定められており、第 9 条の 2 に社会教育主事を置くということが定められておりますので、これを提案させていただくものでございます。78 ページにありますように、生涯学習スポーツ課の職員の中から岩城課長補佐を社会教育主事として配置させていただきましたので報告させていただきます。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)

教育長	質疑はないようですので報告第 23 号は承認されました。
日程第 21	報告第 24 号 令和 3 年度第 2 回志摩市社会教育委員会議について
教育長	日程第 21、報告第 24 号 令和 3 年度第 2 回志摩市社会教育委員会議についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	令和 3 年度の第 2 回志摩市社会教育委員会議についてご報告いたします。資料は、80 ページからでございます。去る 3 月 29 日、午前 10 時から市役所におきまして、委員 8 名中 7 名の出席をいただきまして、社会教育委員会議を開催させていただきました。冒頭の教育長挨拶の中で、新しく阿児、大王地区に総合型地域スポーツクラブが設立されたこと、それから令和 4 年度成人式においては、実行委員の積極的な取り組み及び活発な意見が出され、前向きで自主的な成人式が行われたところが報告されました。続きまして、議題は、令和 4 年度社会教育関係事業ということで、生涯学習事業、文化振興事業、歴史民俗資料館事業、スポーツ推進事業、図書館事業、阿児アリーナ事業について、事業計画を説明させていただきました。出席委員からは、志摩市全体に総合型スポーツクラブが設立されたことはうれしいことであるが、指導者を探していかなければならない問題があるとの意見をいただきました。この指導者に関しましては、無報酬では今の時代に逆行しているという点もしっかり考えて欲しいという意見が出されました。それから、サンライフあごが閉館し、浜島 B & G 海洋センターを利用する方もいますが、1 ヶ月早めて 3 月 1 日から運用を開始したことを事務局から報告させていただきました。文化財関係につきましては、委員からの意見はございませんでしたが、事務局といたしまして、各地区にあります文化財の現状把握、分析をしっかりしていきたいということで、現在も詳細な日程を詰めながら、計画的に聞き取りを進めているところでございます。今後、これらの意見をいただいた部分を少しでも反映させながら、本年度以降の事業を展開して参りたいと考えております。以上でございますどうぞよろしくお願いいたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので報告第 24 号は承認されました。

日程第 22	その他協議・報告案件について
教育長	<p>日程第 22 その他協議・報告案件についてを議題とします。まず①の、各課からの行事予定の報告を求めます。質疑は各課報告の後、一括して行いたいと思いますのでご了解ください。</p> <p>事務局。</p>
事務局	<p>5月20日金曜日、第5回定例教育委員会を405会議室で予定しておりますので、またご予定のほうよろしく申し上げます。教育総務課は以上です。</p>
教育長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>学校教育課は、フッ化物洗口事業説明会を5月10日に校長会に対して、5月19日に担当者向けに予定しています。以上です。</p>
教育長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>5月9日と10日に、市内小中学校におけるICT教育連絡会議を予定しています。9日に小学校、10日に中学校としております。それから5月13日に志摩市学力向上検討委員会の今年度の第1回会議を予定しています。このICT教育の会議についてですが、令和3年度よりも会議の回数を増やして、より密度の濃い会議にしていきたいと考えております。以上です。</p>
教育長	<p>続いて事務局。</p>
事務局	<p>5月17日から20日まで、日本財団あすチャレスクールとして車椅子陸上パラリンピックで活躍されている永尾嘉章さんを迎えまして、共生社会の確立という観点も踏まえて、子どもたちと触れ合ってくださいます。申し込みは4月15日に締め切りでしたが、現在、磯部小学校、文岡中学校、神明小学校の3校から申し込みいただいております。枠として5校ありますので、もし希望があれば、追加させていただきたいと考えております。</p> <p>5月20日は、市スポーツ少年団の総会ということで、今後の運動方針、県や全国の研修会等についても、計画的にどう参加するかなど、総会で決めていきたいと考えております。以上です。</p>
教育長	<p>以上で、各課からの報告はすべて終わりました。一括して質疑を求めます。質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>

教育長	<p>それでは、ないようですので、次へ進みます。②その他について、事務局から何かありませんか。</p>
事務局	<p>(特になし)</p>
教育長	<p>他に何かありませんか。</p>
各委員	<p>(特になし)</p>
教育長	<p>それでは、その他協議・報告案件についてを終わります。以上で本日の日程はすべて終了しました。次回定例教育委員会は、令和4年5月20日金曜日、午前9時から405会議室で行います。以上で令和4年第4回定例教育委員会を閉会します。お疲れさまでした。</p> <p>本日の会議を記録し、署名する。</p> <p style="text-align: center;">教 育 長</p> <p style="text-align: center;">委 員</p>